

# ネットでこんなトラブル多発中！

インターネットやスマートフォンは便利な道具ですが、  
使い方を間違えるとトラブルになってしまいます。注意しましょう。



## ①オンラインゲーム

- ・小学生の娘に親のスマートフォンを渡し、無料オンラインゲームで遊ばせていた。アイテム購入については、1回100円程度ならよいと思い、その都度、親がパスワードを入れて購入させていた。しかしクレジット会社から8万円の請求が来ている。どうも一度パスワードを入れると、その後何分かはパスワードなしで何度でもアイテムが購入できたようだ。具体的な状況については娘に聞いてもわからないという。
- ・小学生の息子が親の外出中にタブレットを使ってゲームをしたようだ。利用明細を見ると11万円分のアイテムを購入している。タブレットにクレジットカードの情報を入れていたので購入できたのだろうか。息子は無料ゲームで遊んだとしか思っていない。



## ●アドバイス

- ・子供が遊んでいるゲームが無料なのか有料なのか、どこまでが無料なのかを確認する。
- ・子供が使うスマートフォンやパソコンにはフィルタリングをする。
- ・クレジットカード情報の管理について気をつける。
- ・ゲームの使い方について親子で考える

## ②ワンクリック詐欺

※無料のはずが・・・アダルトサイトに登録？

パソコンで無料の動画を見ようと思い、18歳以上をクリックしたら「登録されました」という文字が画面に表示された。アダルト画像がトップ画面に張り付いて、パソコンを開くたびに表示される。時々子供が使うので、故障したことにしているが困っている。



## ●アドバイス

安易にクリックしない。画面に画像が張り付いてしまうのは、不用意に「承諾ボタン」をクリックしたときにウイルスを取り込んでしまったことが原因と考えられる。症状を改善するためには、WINDOWSに付属の「システムの復元」機能が有効。パソコンを過去の日付の状態に戻すことで請求画面を消すことができる。詳しい方法は(独)情報処理推進機構(IPA)ホームページを参考にしましょう。

### ③ 架空請求 ※民事訴訟に訴えられる？

触った覚えもないのにいきなりスマホに、「あなたの登録料金が未納なので3日以内に支払うように」というメールが届いた。連絡がなければ、民事訴訟に訴えると言ってきた。



#### ●アドバイス

- ・支払わない。(詐欺です。支払い義務はありません。)
- ・連絡しない。(相手にまだ知られていない自分の連絡先などを通知してしまいさらにしつこい請求を受ける危険があります。)
- ・消費生活センターへ相談する。(消費生活センターには豊富な情報があり、あなたの不安を解消出来ます。)

### ④ ちょっと小遣い稼ぎのはずだったのに

出産後、外で働けないため、自宅でできる仕事はないかとスマホで検索したところ、「相談を受けて、メールに返信するだけで報酬が得られる」という副業サイトを見つけた。早速、サイトに登録すると「現在仮登録で本登録するには、3千円分のギフト券が必要」と言われ、コンビニで購入しサイトへ送った。ところが、「送金の準備」、「限度額解除」などの理由でギフト券を送付するよう次々とメールが届く。変だなと思いながら、その都度ギフトポイントを購入し総額27万ポイントを送ってしまった。

### ⑤ 出会い系サイト…きっかけはSNSで



知らない人から「友達になりましょう」とメールが届き、返信をすると楽しいメールがどんどん届くようになった。その人は外国に住んでいて近々日本に帰るので、「会いましょう」ということになり、別の有料サイトでやり取りをしたいと言ってきた。そのためにポイントを電子マネーで支払う必要があり、コンビニで購入し番号を写メで送った。メールの度に課金されるのは困るのでやめたい。

#### ●アドバイス

- ・サイト利用のきっかけとなる迷惑メール等には絶対に返信しない。
- ・「お金をあげる」「タレント等の著名人と会える」等、本当かどうか確認できない相手とメール交換しない。
- ・「将来得られる」という収入を前提とした支払いはしない。
- ・トラブルにあったと感じたり、不安に思う事があればすぐに最寄りの消費生活センターや警察へ相談する。(早い相談が解決につながりやすい。)

ネットでこんなトラブル多発中！

# クーリング・オフを活用しよう！

解約したい！だまされた！そんな時は・・・クーリング・オフ

## クーリング・オフってどういう制度？

いったん契約しても法律で定められた期間内であれば無条件で解約できる制度です。

## どんな契約でも使えるの？

特定商取引法で規制されている取引方法で、契約した商品・サービスは原則としてクーリング・オフの適用対象です。

但し、対象から除外されている商品・サービスもありますので、詳しくは最寄りの消費生活センターにお問い合わせ下さい。



## <クーリング・オフが出来る主な取引>

販売方法	適用対象	期間
訪問販売	訪問販売(キャッチセールスやアポイントメントセールス、SF商法等)による商品やサービスの契約	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による商品やサービスの契約など	8日間
特定継続的役務提供	エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介の継続的サービス契約	8日間
訪問販売	店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
業務提供誘因販売	いわゆる内職商法、モニター商法	20日間

※通信販売はクーリング・オフが適応されないのので、返品ができるかどうかその条件について確認する必要があります。

## クーリング・オフの方法

クーリング・オフは書面で行うことになっています。口頭で言っただけでは、あとから「聞いていない」「8日間を過ぎていた」などと言われ、トラブルが発生する危険があるため、はがきに契約年月日、商品名、金額、会社名と契約を解除する旨を書き、会社代表者宛に簡易書留か特定記録郵便で送付します。(両面をコピーし控えをとっておきます。)

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	〇〇市	〇〇町	〇丁目	〇番	〇号
	〇〇〇	株式会社		代表者様	

契約解除通知書	〇年〇月〇日
契約年月日	〇年〇月〇日
書面受領日	〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇円
販売会社	〇〇株式会社
〇〇営業所	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
右記日付の契約は解除します。	
また、支払い済みの〇〇〇〇〇〇円を返金し、	
商品を引き取ってください。	
〇年〇月〇日	
沖縄市〇〇町〇丁目〇番〇号	名前〇〇〇〇

- はがきは簡易書留か特定記録郵便で送付します。(発信日の証明になります。)
- はがきの内容(表・裏とも)は、コピーを取って、手元に残しておきます。
- 解約する理由を書く必要はありません。
- 信販(クレジット)契約がある場合は、信販会社へも通知します。



クーリング・オフを活用しよう!

# 高齢者が狙われている！（悪質商法、振り込め詐欺）

悪質業者は、高額の商品を売り付けたり、不当な契約を迫るなどさまざまな手口で消費者をだまそうとしてきます。被害に遭わないためには、まずどんな手口があるのかを知っておくことが大切です。少しでも「おかしいな」「怪しいな」と感じたら、安易に取引をせず、家族や身近な窓口にご相談しましょう。

## 悪質商法被害事例1 催眠商法



締め切った会場に人を集めて、日用品などを次々と無料で配って興奮状態にさせ、冷静な判断力を奪ってから高額な商品を買わせる手口。主婦のBさんは、熱気を帯びた雰囲気呑まれ、高額な「健康食品」を買ってしまった。

### 【同類の手口】

●健康器具●高級布団など

### 【だまされないために】

「無料」「プレゼント」などという言葉に誘われて、自由に入出入りできない会場に安易に立ち入らないようにしましょう。

## 悪質商法被害事例2 当選商法



ダイレクトメールや電話で「あなたが当選しました」「あなたが選ばれました」などと優越感をあおり、お金を支払わせる手口。会社員のDさんは、「当選」の一言で冷静さを失い、気が付いたらお金を振り込んでいた。

### 【同類の手口】

●海外宝くじ●懸賞など

### 【だまされないために】

身に覚えのない懸賞に当選することはありません。ましてや金銭の支払いが発生することはありえません。冷静になって考えましょう。

## 悪質商法被害事例3 送りつけ商法



頼んだ覚えのない商品を送りつけ代金の請求をする手口。Fさんが、届いた生鮮食品の請求書を無視していると、支払いを強要する催促の電話があり、怖くなってお金を振り込んでしまいました。

### 【他にどんな商品】

●健康食品●書籍●環境関連商品

### 【だまされないために】

一方的に送りつけられた荷物は、支払いや返送の義務はありません。代金引換の荷物の場合は、注文の有無を家族に確認しましょう。  
※送られた日から14日以内に使用・消費すると、購入の意思があると見なされるので注意が必要です。

## 悪質商法被害事例4 点検商法



水漏れ点検を装って家に上がり込み、「今すぐ水道工事が必要」などと不安をあおり、不要な工事をしたり高額な商品を買わせようとする手口。実際には工事など必要なかったのですが、一人暮らしのKさんは「それはたいへん！」と大慌てで悪質業者の勧めるままに多額の工事費を支払ってしまったのです。

### 【同類の手口】

●シロアリ駆除●屋根工事  
●浄水器●床下換気扇など

### 【だまされないために】

不安になっても慌てて契約してはいけません。一旦、家族や相談窓口にご相談をしてみましょう。



## マイナンバー詐欺

- ① 「あなたのマイナンバーが漏れている。警察が捜査中」との電話があり「三つの所に名前が載っている」として流出したかのように脅してきた。その後、データが流出したので取り消し料が必要と言ってきた。
- ② 役所の職員を名乗る男から「あなたのマイナンバーが流出している。登録を抹消するには第三者の名義を貸してもらい必要がある」と電話があった。教えられた電話番号に電話して名義貸しを依頼。その後「名義貸しは犯罪になり、逮捕される」と電話があり、解決するための現金を要求された。
- ③ 「国民消費生活組合」を名のって「有料サイトの登録料が未払いになっている、放置すると控訴履歴がマイナンバーに登録される」などと脅して、業者への連絡を求める不審なメールが送付されてくる。



## 還付金詐欺

公的機関の者を名乗り、年金の納めすぎや支払いのミス、医療費の特別控除などを口実にATMから振り込ませる手口。電話をかけてきて「今すぐ払い戻しの手続きをしないと失効する」などと言ってATMに誘導。「指定した番号を入力してください」とか「エラーが出たからこちらから操作します」などと言って指示を行い振り込ませる手口。



## 劇場型振り込め詐欺

- ① 孫や息子をよそおい、事故や借金・女性トラブルを理由に金銭の助けを求めてきて、お金を振り込ませる手口。
- ② 銀行口座の不正利用や個人情報の流出を理由に、「現金やキャッシュカードの変更が必要」と言って、自宅まで取りにきたり、届けさせたりする手口。



高齢者が狙われている！（悪質商法、振り込め詐欺）

# 振り込め詐欺にだまされない心構え

## 電話の声だけで判断しない。 結論を急がず、落ち着いて考える。

電話の声で身内だと判断することは難しいので、決して声だけで判断してはいけません。

「今日中に」「大変なことになった」など迫られても、電話をかけ直すなどして、落ち着いて対処しましょう。



## キャッシュカードの提出や 個人情報の提示には応じない。

金融機関の職員や警察官が、通帳やキャッシュカードを取りに来たり、暗証番号などを聞き出すことはありません。他人にはお金やカードは渡さないようにしましょう。



## 「郵便・宅配便で現金を送れ」 はまず詐欺と認めていい。

郵便や宅配便で現金を送ることはできません。「郵便局のレターパックで現金を送ってくれ」と指示する手口が増えていますが、これも法律で禁じられており、詐欺と認めて間違いありません。



## 電話口に複数の人間が 登場するときは詐欺の可能性が高い。

犯人は一人ではありません。複数人が役割分担してお芝居のようにストーリーを動かすのが詐欺の特徴。逃げ場をなくしてペースに巻き込もうとします。



もしだまされてしまったら・・・ ● 警察・金融機関にすぐ連絡してください。

## 「振り込め詐欺救済法」で被害額の一部が戻ってくることも

「振り込め詐欺救済法」は、犯罪利用口座に振り込まれた口座に滞留しているお金を、被害者へ分配返還するしくみです。戻る額は規定に準じて決定されます。（分配が受けられないこともあります。）  
分配を受けるには、金融機関への被害申請が必要です。

# こんな電話に注意しましょう！



家族や親族を名乗る詐欺	被害にあわないために
<input type="checkbox"/> 家携帯番号が変わった	必ず以前の電話番号にかけ直すなどして真偽を確かめましょう。
<input type="checkbox"/> 風邪をひいて声が変わっている <input type="checkbox"/> すぐにお金を振り込んでほしい	いつもと声が違うと感じたら、こちらから名前を呼びかけたりしてはいけません。いったん電話を切り、本人に連絡しなおしたり、合言葉を使う事を習慣にしましょう。
<input type="checkbox"/> 交通事故を起こして示談金が必要 <input type="checkbox"/> 会社のお金を使いこんでしまった	知人や弁護士、会社の上司などを名乗る人物が登場する手口もあります。あわてずに一度電話を切って、本人に連絡してみましょう。
<input type="checkbox"/> お金はレターパック(宅配便)で送って	レターパックや宅配便で現金を送ることは法律で禁じられており、これは詐欺の手口です。



警察官・行政職員・金融機関を名乗る詐欺	被害にあわないために
<input type="checkbox"/> カードの暗証番号を教えてください <input type="checkbox"/> カード(通帳など)を預かります	銀行口座などの何らかのトラブルを理由に、警察官や金融機関の職員がキャッシュカードの暗証番号を聞いてきたり、カードや通帳を受け取りに来ることは絶対にありません。
<input type="checkbox"/> 還付金があるのでATMへ行ってください	還付金をATMで返金することはなく税務署などがそよのうな指示をすることはありません。
<input type="checkbox"/> 融資するので保証金を振り込んでください	融資を受ける前に保証金などを振り込むよう指示されたら一旦中止し、家族などに相談しましょう。
<input type="checkbox"/> サイト閲覧の延滞金を支払ってください	利用したことのないサイトからの請求書は無視しましょう。身に覚えのないものは支払ってはいけません。
<input type="checkbox"/> 今投資すれば、必ずもうかります	素性のはっきりしない相手から金融商品を購入してはいけません。



※このほかにもいろいろな言葉で、巧みにだまそうとします。不審に思ったら家族や警察などに相談することが大切です。

**振り込め詐欺にだまされない心構え**